

令和2年12月1日制定
令和4年12月14日改定
令和5年10月1日改定
令和7年4月1日改定

適格認定とは【給付】

適格認定は、より高い水準での学業達成に向けた指導を行う際、奨学生の資質向上を図るとともに、奨学生としての資格を満たさない者への支給を取りやめ、真に奨学金を必要とする適格者への支給を行うことを目的としています。

給付奨学生の皆さんの平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき、給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を判断します。これを「適格認定」といい、「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

また、給付奨学生にとって、1年間の学校生活や修学状況等を振り返り自己点検することで、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識する大変重要な機会になります。

正しく給付奨学金の支給を受け、有意義な学生生活を送るためにも以下の「奨学生としてのところがまえ」にあるように、奨学生としての自覚を持って勉学に励むことが重要です。

奨学生としてのところがまえ

1. 奨学生としての自覚をもって勉学に励んでください。
2. 在学中は学校の奨学金担当者と緊密に連絡をとってください。
3. 掲示および学校のホームページ等を常に確認し、必要な書類の提出等指示を守ってください。
4. 学校からの呼びかけには必ず応じてください。

適格認定による処置区分

処置区分	処置の内容
廃止	奨学生の資格を失わせる。
停止	1年以内で在学学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する。
警告	ア 奨学金の交付を継続する。 イ 次回適格認定で「警告」となった場合は、「廃止」となることを警告し指導する。
継続	奨学金の交付を継続する。
復活	奨学金の交付を復活する。

日本学生支援機構奨学金適格認定基準(給付)

愛媛大学

区分	適格基準の細目
廃止	学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績が災害、傷病その他やむを得ない事由によるものでない者 (1) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した者 (2) 修得単位数の合計数が標準修得単位数(※1)の6割以下の者 (3) 当該年度の履修登録科目数のうち、学業成績が評価されなかった科目数が全体の4割以上であり、学修意欲が著しく低いと学校が判断した者(標準修得単位数を満たしている場合は除く) (4) 「警告」の区分に連続して該当した者 ※ただし、2度目の「警告」がGPA(成績平均)が学部等における下位4分の1の範囲に属することのみによる場合を除く
停止	(1) 廃止に該当しない者で、3ヶ月未満の停学または訓告処分を受けた者 (2) 2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が、GPAが学部等における下位4分の1の範囲に該当することのみである者
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当し、当該学業成績が災害、傷病その他やむを得ない事由によるものでない者 (1) 修得単位数の合計数が標準修得単位数(※1)の7割以下の者 (2) GPAが学部等における下位4分の1の範囲に該当する者 ※ただし、医学部・教育学部については、教育課程の特性上この限りでない。 (3) 当該年度の履修登録科目数のうち、学業成績が評価されなかった科目数が全体の2割以上であり、学修意欲が低いと学校が判断した者(標準修得単位数を満たしている場合は除く)

学業成績が「廃止」に該当する者のうち、災害、傷病その他やむを得ない事由がなく次のいずれかに該当する場合、交付済みの奨学金について返還を求める。

- 1 学業成績が著しく不良である者(修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下である場合、又は当該年度の履修登録科目数のうち、学業成績が評価されなかった科目数が全体の9割以上など、学習意欲があるとは認められない場合)
- 2 大学等から退学・除籍・停学(無期停学又は3か月以上)の懲戒処分を受けた場合
- 3 偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{\text{所定の修業年限}} \times \text{修了している学年}$